

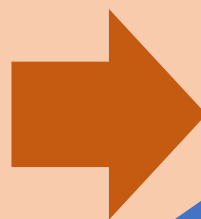
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した
～ 漁業・水産加工業における労働力の確保～

漁業・水産加工業における人手不足解消
の取組を支援します。

外国人技能実習生



新型コロナウイルス
の影響で入
国出来ない



国内人材を雇用



賃金の掛り増
しを助成

【補助対象】: 受入れを予定していた外国人技能実習生等が入国できなかったこと等により人手不足となった漁業・水産加工業等の経営体

【対象経費】: 当初受入れを予定していた外国人技能実習生等の代わりとして、地域の作業経験者等の国内人材を雇用するにあたり必要となった掛かり増し賃金、掛かり増し傷害保険料、及び新たに発生した宿泊費、または借上料

【助成率】: 定額（掛かり増し賃金:(上限:500円/時)、保険料:(上限:2,000円/月) 宿泊費(上限:6,000円/日かつ100,000円/月)、交通費(上限:30,000円/月)）

【要件等】: ①当初受入れを予定していた外国人技能実習生等が入国できなかったことなどにより人手不足となった経営体であること
②対象は受入れを予定していた外国人技能実習生等の人数の範囲内

【必要書類】: 受け入れる予定であったことを示す書類等(雇用契約書等)

お問い合わせ

【申請窓口】 全国水産加工業協同組合連合会 03-3662-2040
ホームページ <http://www.zensui.jp>

問い合わせ

【お問合せ先】 水産庁 企画課 03-6744-2340
加工流通課 03-6744-2349

～ 労働力の確保FAQ～

よくあるご質問について

Q1：事業で助成対象となる期間はいつからいつまでですか？

A1：令和3年1月1日から令和3年12月末日までとなります（新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材確保の必要性が解消された場合は12月末から早まる可能性があります）。なお、既に過去申請されている場合は、重複する期間は除外となります。

Q2：国内人材等の雇用が困難であることから、実習生が行う予定の業務内容を、現在の従業員が代わって行ったり、残業等にて対応している場合は、該当しますか？

A2：該当となりません。

当該事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって人手不足となった水産加工業者等が国内人材等を新規に雇用する場合の掛かり増し経費の一部を助成するものであるため、国内人材等を新たに雇用していない場合は該当しません。

Q3：複数の工場や事業所がある場合は、場所ごとに申請が必要ですか？

A3：法人単位で申請をお願いいたします。月ごとの人数と金額を申請していただきます。但し、所在地が異なるときは、明細表に明記してください。

Q4：これから国内の人材を雇用する予定ですが、雇用できるかどうかわかりません。申請しても良いですか？

A4：雇用する予定があれば、その予定する雇用条件の内容で申請をしてください。

Q5：外国人技能実習生等の代わりとして雇用する「国内人材等」とは、日本人という意味ですか？

A5：日本人に限りません。日本国内にいる人材であれば、派遣社員を含む日本の方でも外国の方でも対象となります。

Q6：宿泊費とは、どのようなケースが対象になりますか？

A6：国内人材等を受け入れる場合に、事業者が宿泊施設又は借上住居を新たに手配した際に発生する宿泊費又は借上料になります。
助成額は、1人あたり6,000円/日かつ100,000 /月を上限に支援します。

Q7：交通費とは、どのようなケースが対象になりますか？

A7：赴任などに伴う県間交通費、通勤に係る電車賃、ガソリン代等を対象としています。
助成額は、1ヶ月につき3万円を上限に支援します。
なお、県間移動を伴う場合は、新型コロナウイルス感染症に伴う移動制限が解除されていることを条件とします。

Q8：助成金はいつ支払われますか？

A8：事業期間の終了後、速やかに実績報告書及び概算払請求書をご提出いただき、
提出書類に不備がなければ、早ければ1ヶ月後に支払われます。
なお、実績報告書は支払時期に関わらず速やかにご提出ください。